

長野工業高等専門学校学生寮規則

制 定 平成17年 3 月 30日

最終改正 令和 7 年 2 月 27日

（趣旨）

第1条 長野工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第38条第2項の規定に基づき、学生寮の運営その他必要な事項を定める。

（目的）

第2条 学生寮は、学生の修学に便宜を供与し、かつ、その人間形成を助長して、教育目標の達成に資することを目的とする。

（学生寮生活の基本）

第3条 学生寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規則を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

（所管）

第4条 学生寮の管理運営に関する事項は、校長の命を受けて、寮務主事が処理する。

（学生寮の名称）

第5条 学生寮は、「雄風寮」、「清風寮」及び「桜風寮」と称する。

2 雄風寮1から5号館には男子学生を、清風寮6号館には女子学生を、雄風寮/清風寮7号館及び桜風寮8・9号館には男子学生及び女子学生をフロアごとに分け入寮させる。

（学生寮指導員）

第6条 寮生の日常生活の指導及び相談にあたるため、男子学生及び女子学生それぞれを対象に学生寮指導員を置く。

（入寮者）

第7条 学生寮は自宅からの通学が困難な者を入寮させることを原則とする。
なお、学生寮の定員に余裕のある場合は、自宅からの通学が可能な者も入寮させることができる。

2 桜風寮への入寮者は、留学生（短期留学生を含む。）、チューター及び国際交流に関心があり、留学生（短期留学生を含む。）との交流を深めるために積極的に行動できる学生とする。

（本校学生以外の宿泊）

第8条 本校教職員、国際交流関連で来校した者及びその他校長が適当と認めた者は、学生寮へ宿泊することができる。

（入寮、退寮及び規則の遵守）

第9条 学生寮への入寮の時期は、学年の始めを原則とする。ただし、入寮定

員に満たない場合は、随時行う。

- 2 短期留学生及び前条に定める者への入寮の時期は、随時行う。
- 3 入寮及び退寮を希望する者は、寮務主事を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 4 疾病その他の理由により共同生活に適さないと認めた者は、入寮を許可しない。
- 5 学則及び学生準則並びにこの規則に違反した者は、退寮させることがある。
- 6 入寮、退寮の審査及び違反行為に関する事項は別に定める。

（寄宿料等）

第10条 寄宿料は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月の分を納入しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前の寄宿料を納付するときに、当該休業期間中の寄宿料を併せて納付するものとする。

- 2 寮生の生活上必要な経費で各人の負担すべきものは、別に定めるところにより納付するものとする。
- 3 寮生又は寮生の学資を主として負担している者が災害を受け納付困難と認められる場合は、別に定めるところにより、寄宿料を免除することがある。
- 4 寄宿料及び第23項の経費を納付しない場合は、退寮させることがある。
- 5 学生寮について、国又は地方公共団体から避難又は救助などの施設としての貸与を要請された場合、その他やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するときは、無償とすることができる。

（共同生活の自治）

第11条 寮生は、その総意により、校長の承認を得て学生寮における共同生活を自主的に運営するための組織を設けることができる。

- 2 前項の組織及びその活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ学則及び学生準則並びにこの規則に違反しないものでなければならない。
- 3 第1項の組織を設けようとする場合は、次に掲げる事項について、寮務主事を経て校長に提出し、その承諾を受けなければならない。変更又は廃止する場合も同様とする。
 - (1) 名称
 - (2) 目的
 - (3) 規約
 - (4) 代表者及び役員
- 4 第1項の組織がその目的を逸脱し、又は第2項の規定に違反する場合は、解散させることがある。
- 5 寮生は、同好会等を設けようとする場合には前項に準じるものとする。

（防火安全）

第12条 寮生は、火災その他災害の防止について、常時注意するとともに、学校の行う防火訓練その他の措置について協力しなければならない。

- 2 火気の使用は、指定の場所以外で使用してはならない。
- 3 寮生は、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに寮務係又は学生寮指導員（宿直教員）にその旨報告し、その指示に従って行動しなければならない。

(規律の保持)

第13条 規律ある生活を営むため起床、食事、門限、消灯その他日課表を定める。

2 門限後の外出、外泊、旅行及び帰省に際しては、あらかじめ寮務主事に届けなければならない。

3 私物の持ち込みについては、制限を設ける。持ち込み禁止物品と持ち込み許可が必要な物品は、別に定める。

(保健衛生)

第14条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、別に定める規定により学生寮内の清潔に努めなければならない。

2 寮生は、毎年定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

3 学校保健安全法に定める感染症に罹患した者は、直ちに帰省し(留学生は除く。)、出席停止の期間の基準に従わなければならない。

(施設、設備の使用)

第15条 学生寮の施設、設備の使用については、別に定める。

(外来者)

第16条 外来者との面会は、寮務係又は学生寮指導員(宿直教員)の許可を得て、指定された場所で行うものとする。

2 寮生以外の者が、学生寮の施設を使用しようとする場合は、あらかじめ寮務主事に届け出て、その許可を受けなければならない。

(雑則)

第17条 この規則の施行に必要な事項は、別に定める。

2 この規則に抵触し難い事態が生じた場合は寮務委員会にて審議し対応する。

附 則

1 この規則は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 長野工業高等専門学校学生寮規則(平成14年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年5月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年11月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和7年2月27日 一部改正)

この規則は、令和7年2月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。